

2021年度 自己点検・評価シート

学生相談委員会

基準7 学生支援

\*各組織における新たな目標または、「2020年度時点の問題点(課題)」の改善に向けた目標を設定してください。  
\*2020年度の取り組みに対して内部質保証委員会の「所見」が付されている場合には、その改善に向けた目標を設定してください。

項目 (●:点検・評価項目 ○:評価の視点)	①現状説明、②長所・特色、③問題点 (2021年度期首時点)	①2021年度以降の達成目標(*) ②達成度を測るための客観的な指標	①2021年度の取り組みとその成果 ②2021年度の取り組み後の問題点(課題)	自己評価	根拠資料	内部質保証委員会所見 (改善・向上への取り組み)
<p>●学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか</p> <p>⑦ ○学生の「修学」に関する支援 ⑧ ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応</p>	<p>[現状説明]「大学における学生相談体制の充実方策について」(日本学生支援機構、2007年)において、学生相談とは、教育の一環として位置づけられるとともに、総合的な学生支援の中で、その独立性と独自性を保ちながら、同時に他の学内学生支援組織との連携・協働をはかることが求められている。本学における学生相談は、他の学内学生支援組織と連携を保ちながら、学生生活、対人関係、学業、心理、性格、家族、就職、将来といった学生が直面する多様な問題に対して、全人的支援を行い、学生の精神的な成長を支えることに力点を置いて、支援活動を深めている。とりわけ、学生の「修学」に関する支援では、学生課、学務課との連携の下に、留年者及び休学者の状況把握と対応、退学希望者の状況把握と対応に努めている。具体的には、留年や休学、退学に至る可能性が高い学業不振の学生を対象とした学習相談において、学生相談室のカウンセラーが巡回・待機し、休学、退学を希望する学生に対する学生課の面談に学生相談室のカウンセラーが同席し、休学、退学に至ったいきさつを傾聴し、今後のアドバイスをを行うなど、他の学生支援組織との連携による学生支援の体制を充実させている。コロナ禍における学生相談室の対応としては、感染予防と学生の個人情報の漏洩防止に留意しつつ、電話相談を主としながら、場合によっては対面相談も行っている。対面相談を行う際には、面談時間の制限、面接室の換気の徹底に努めている。さらには、各種グループ活動については、オンラインにて開催している。</p> <p>[長所・特色]本学の学生相談室における来談者数の全学生に対する利用率は2017年度から2019年度まで5.0%を超えていた。これは全国と同規模大学の平均値と言われている3.0%と比較してかなり高く、学生に開かれた学生相談体制が準備されていると考えられる。2020年度の数値は2.8%と大きく低下したが、これはコロナ禍で学生の入構が大幅に制限されたためである。コロナ禍でも電話相談の体制を整えたことで、利用率は通常期の全国平均値の水準を保つことができたといえる。また、これまで学習相談や休学、退学の学生への面談に学生相談室のカウンセラーが同席するなど、大学生生活に困難を抱えている学生が相談しやすい環境を整備してきた。こうした取り組みにより、困難を抱えている学生たちが直面している課題についての大学の適確な把握につながっていると考えられるので、今後も継続していきたい。</p> <p>[問題点]2020年度は新型コロナウイルスの影響で学生の入構が制限されたため、対面面接を基本とする学生相談室の活動は大幅に制約された。2021年度もコロナ禍が続いているが、電話相談を中心とした相談体制を再構築している。コロナ禍が長期化するなかで、学生の抱える困難も深刻化、重層化しており、今後、状況の変化に臨機応変に対応しつつ、効果的な支援を行う幅広い受け皿を準備する必要性に迫られている。</p>	<p>①休学や退学に至る学生たちの背景についてのより詳細な分析を行う。②学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、退学者及び休学者数。</p>	<p>①2021年度の学生相談室利用者に関して、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数の確定値が出るのは、2022年4月以降となる。そのため、2022年1月現在のデータよりの記載となる。2020年度は新型コロナウイルスの影響で対面面接が大きく制限されたこともあり、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数のすべての項目において、ここ数年の高水準から減少した。これに対して、2021年度は電話相談が軌道に乗り、対面面接の制限も緩和されたことから、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数のすべての項目において、2020年度の実績を上回り、急速に回復している。とくに来談者延べ数はコロナ禍以前の2019年度の水準に回復している。これは、コロナ禍において学生の相談ニーズが高まっていること、このニーズに対して、電話相談と併用して対面面接を行い、可能な限りで相談の受け皿を増やしたためであると考えられる。昨年度に引き続き、休学や退学に至る学生たちの背景についての分析については、ほぼ毎月開催されている学生相談委員会の事例検討において、継続して検討を重ねてきた。休学や退学に至る学生たちの多くは、初年度に単位が十分に取得できていないことが確認されているため、初年次の学生に対するケアの充実を図り、初年次教育を担当する教職員のためのリーフレットを作成するなど、対応を進めた。②コロナ禍が続いているなかで、1年次の学生に対するケアならびに休学や退学に至る前に学生相談室に学生たちがつながるさらに多様なパイプを準備することが今後の課題となる。</p>	<p>A</p>	<p>学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、サロンの利用者数、退学者及び休学者数。「学生相談室報告書」における学生相談室の活動報告、研修会の記録等の記録。</p>	<p>○引き続き改善・向上に努めてください。また、学生相談委員会での分析結果を関連委員会等と情報共有していないのであれば、体制を整備してください。</p>
<p>●学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか</p> <p>⑩ ○学生の「生活」に関する支援 ⑫ ・学生の相談に応じる体制の整備 ・学生の心身の健康への配慮</p>	<p>[現状説明]「大学における学生相談体制の充実方策について」(日本学生支援機構、2007年)において、学生相談とは、教育の一環として位置づけられるとともに、総合的な学生支援の中で、その独立性と独自性を保ちながら、同時に他の学内学生支援組織との連携・協働をはかることが求められている。本学の学生相談は、以前は学生のありとあらゆる相談に応じてきたが、学内学生支援組織が充実し、分化した現在は、他の学内学生支援組織と連携を保ちながら、学生生活、対人関係、学業、心理、性格、家族、就職、将来といった学生が直面する多様な問題に対して、全人的支援を行い、学生の精神的な成長を支えることに力点を置いて、支援活動を深めている。本学の学生相談室ではいずれも臨床心理士と公認心理師の資格を有する二名の専任カウンセラーならびに二名の嘱託カウンセラーを配置し、これに併せて、一名の受付・事務、六名の教員委員によって、手厚い学生相談の体制を構築している。2015年からは六つの面接室をもつ新学生相談室に移転し、学生相談の体制のさらなる整備を進めている。その結果、2016-2019年度の学生相談室の面接延べ数はほぼ1900名前後で推移しており、2011-2015年度の平均値である1489名を大幅に上回っている。ただ、2020年度は、コロナ禍による学生の入構が制限されたことに伴い、1405名という数字となった。この数字は2011-2015年度の平均値に近いことから、コロナ禍という非常事態のなかで健闘したといえるが、相談を必要としている学生が増えていることは間違いないので、怠りなく今後の相談体制構築に努める所存である。</p> <p>[長所・特色]専任ならびに嘱託カウンセラー四名に併せて、教員委員六名を配置する手厚い相談体制を築いているところにある。また、学生相談室の一角をサロンとして解放し、学生同士の交流やスタッフとの関わりを行う活動も充実させている。</p> <p>[問題点]コロナ禍による学生生活への影響が長引いていることに伴い、学生たちに生じている困難が複合的でより深刻なものになっている。また、2020年度は多くの相談を電話相談に移行させるとともに、サロンも閉鎖せざるを得なかった。2021年度は、対面相談、サロン、グループ活動の再開に向けてのさまざまな環境整備が求められている。さらには、コロナ禍での学生の生活支援として、高等教育に対するより実質的な政策的支援が不可欠であるように思われる。</p>	<p>①カウンセラーの力量向上を目指し、学生相談室内の研修を定期的実施するなど、さらにスタッフの研修体制を充実させる。②スタッフの学会研修への参加の頻度、学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、サロンの利用者数。</p>	<p>①2021年度は、2019年4月採用の嘱託カウンセラーも3年目に入り、臨床心理士ならびに公認心理師の資格を有する二名の専任カウンセラーと二名の嘱託カウンセラーが、さらに専門家としての向上を図るため日々の研鑽に努めてきた。具体的には、学生相談室内でのスタッフ・ミーティングや研修をはじめとする研修体制の充実を図っている。なお、2021年度の学生相談室利用者に関わるデータの確定は2022年4月以降となるが、2022年1月現在、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数のすべての項目において、前年度より大幅に増加している。②コロナ禍による学生生活の制限が長期化するなかで、さらなる支援体制の充実のために、新入生への学生相談室の周知、スタッフの人員、研究体制の拡充が検討される必要があると考えられる。また、2022年度からは、二名のスタッフの任期満了に伴い、一名の専任カウンセラーと一名の嘱託カウンセラーが新任の体制となる。2021年度はそのための人事選考を行い、全学的なサポートを得て、十分な力量と資質をもつスタッフを迎えることができた。今後は、新しいスタッフの育成とともに、本学の学生相談室のきめ細やかなケアと協働的な文化を新たな体制の下で継承、発展させていくことが課題となる。</p>	<p>A</p>	<p>スタッフが有する資格ならびに研修の質と量、学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、サロンの利用者数。</p>	<p>○2022年度からの新体制においても、引き続き改善・向上に努めてください。</p>

2021年度 自己点検・評価シート

学生相談委員会

基準7 学生支援

\*各組織における新たな目標または、「2020年度時点の問題点(課題)」の改善に向けた目標を設定してください。  
\*2020年度の取り組みに対して内部質保証委員会の「所見」が付されている場合には、その改善に向けた目標を設定してください。

項目 (●:点検・評価項目 ○:評価の視点)	①現状説明、②長所・特色、③問題点 (2021年度期首時点)	①2021年度以降の達成目標(*) ②達成度を測るための客観的な指標	①2021年度の取り組みとその成果 ②2021年度の取り組み後の問題点(課題)	自己 評価	根拠資料	内部質保証委員会所見 (改善・向上への取り組み)
<p>●学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか</p> <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>[現状説明]「大学における学生相談体制の充実方策について」(日本学生支援機構、2007年)において、学生相談とは、教育の一環として位置づけられるとともに、総合的な学生支援の中で、その独立性と独自性を保ちながら、同時に他の学内学生支援組織との連携・協働をはかることが求められている。本学の学生相談活動は、ほぼ毎月行われる学生相談委員会において、毎月の活動状況と事例報告(来談者が特定されないように配慮され、守秘義務は十分に守られている)を行うことで、その活動の適切性について定期的に点検・評価が行われている。また、学生相談室ならびに学生相談委員会の活動の詳細については、毎年刊行されている「学生相談室報告書」に記載し、全学教職員ならびに国会図書館、他大学の学生相談室に配布し、フィードバックを受けている。さらには、全学の学生支援組織の連携・協働のために設けられている学生支援会議において、学生相談委員会の活動報告が行われることによって、その活動の適切性が点検・評価されて、それをフィードバックして、改善・向上に向けた取り組みを行っている。</p> <p>[長所・特色]学生相談室では、面談の来談者数から小対応の学生数、サロン利用の学生数に至るまで、細かく学生相談に関するデータを記録、保存しており、学生相談体制ならびに諸活動の推移について、詳細に検討することが可能になっている。来談者の個別相談内容についても同じく細かく記録をとり、保管しており、さまざまな角度からの活動の点検・評価が可能になっている。</p> <p>[問題点]守秘義務があるために、連携・協働の場面において、学生相談室の具体的な活動内容を学内の他部署、他のスタッフに伝える際に、さまざまな工夫が必要になることがある。</p>	<p>①学生相談委員会ならびに学生支援会議において学内の学生支援の連携について、さらなる情報交換を重ねる。②学生相談委員会ならびに学生支援会議の議事録、「学生相談室報告書」における学生相談室の活動報告、研修会の記録等の記録。</p>	<p>①2021年度、学生相談室の学生支援の活動については、コロナ禍の間も、ほぼ毎月開催されている学生相談委員会において詳細に審議、報告を行い、守秘義務を守りながらも、可能な限りの点検、評価を行い、改善につなげてきた。とりわけ、新規来談の事例については、学生相談委員会のなかですべての事例についての報告(来談者は匿名、配布資料はすべて会議後返却)を行い、事例検討を重ねてきた。また、毎週水曜日に嘱託カウンセラーも含めたスタッフミーティングを行い、情報の共有にも努めてきた。カウンセラーならびに教員委員は、このような事例報告と研鑽の機会をもつことにより、学生支援の質の改善、向上に努めている。②守秘義務があるため、他部署のスタッフ、教員に対して、学生相談室の具体的な活動内容を伝えるのが困難な場合がある。ただし、連携、協働についてはこまめに行っている。</p>	<p>A</p>	<p>「学生相談室報告書」における学生相談室の活動報告、研修会の記録等の記録。</p>	<p>○修学に関する内容など、学生支援会議以外の会議等との情報交換が行えないか検討してください。</p>

2021年度 自己点検・評価シート

学生相談委員会

基準11 教学ビジョン「10年後を見据えた新構想」

\*各組織における新たな目標または、「2020年度時点の問題点(課題)」の改善に向けた目標を設定してください。  
\*2020年度の取り組みに対して内部質保証委員会の「所見」が付されている場合には、その改善に向けた目標を設定してください。

項目 (●:点検・評価項目 ○:評価の視点)	①現状説明、②長所・特色、③問題点 (2021年度期首時点)	①2021年度以降の達成目標(*) ②達成度を測るための客観的な指標	①2021年度の取り組みとその成果 ②2021年度の取り組み後の問題点(課題)	自己 評価	根拠資料	内部質保証委員会所見 (改善・向上への取り組み)
<p>④ ●第2次中期計画 ○分野別中期計画で掲げられている 1. 教学-(4)学生支援 に対する取り組みが適切に行われているか。</p>	<p>[現状説明] 本学の4つのクオリティのうち、サポート・クオリティでは、「学習の支え、生活の支え、心の支え。学生ひとりひとりの自立性の涵養を目的とした全学的なサポート体制をつくる」ことが目指されているが、本学の学生相談では、学業、就職といった特定の問題の現実的解決を図ると共に、他の学内学生支援組織と連携を保ちながら、学生生活、対人関係、学業、心理、性格、家族、進路、将来といった学生が直面する多様な問題に対して、全人的支援を行い、学生の精神的な成長を目指すことに力点を置いて、支援活動を深めている。とりわけ、学生の「生活の支え」「心の支え」を中心とする支援組織として、学生の相談に応じる体制の中心にあるのが学生相談室であるが、本学の学生相談室ではいずれも臨床心理士と公認心理師の資格を有する二名の専任カウンセラーと二名の嘱託カウンセラーを配置し、これに併せて、一名の受付・事務、六名の教員委員によって、手厚い学生相談の体制を構築している。具体的な相談活動としては、カウンセリングによる学生相談(原則として、1回50分から60分対面して行う個別相談)の充実とともに、サロンでの学生同士あるいはスタッフと語り合う活動の促進、さらには、「出会いの会」、「学生相談わーくしょっぷ」、「女子会」を開催するなど、学生の「生活」「心」に関する支援プログラムを準備してきた。2015年には六つの面接室をもつ新学生相談室に移転し、その後も相談室のメンテナンスを行い、学生相談の体制のさらなる整備を進めている。なお、2019年度の学生相談室への来談者延べ数は1897名と過去最高であった2018年度の1988名から5%ほど減少したものの、開室以来の最も高い水準を維持している。2020年度は1405名と大幅に減少したが、これはコロナ禍による学生の入構制限によるものである。</p> <p>[長所・特色] 専任ならびに嘱託カウンセラー4名に加えて、教員委員6名による手厚い相談体制を築いているところにある。また、学生相談室の一角をサロンとして学生たちに解放し、学生同士の交流やスタッフとの関わりを行う活動も充実させている。さらには、「出会いの会」、「学生相談わーくしょっぷ」、「女子会」を開催するなど、学生の「生活」「心」に関する支援プログラムを準備している。</p> <p>[問題点] さまざまな生活面、心理面での困難を抱え、相談を必要としているにもかかわらず、来室の機会のない学生たちに対する働きかけが課題として挙げられる。2020年度はとくにコロナウイルスの影響で学生生活に困難を抱えている学生たちに対する働きかけが課題となったが、2021年度も引き続き困難を抱える学生たちと学生相談室をさまざまなパイプを通してつなぐことが課題となる。</p>	<p>①コロナの感染予防に十分に留意しながら、「出会いの会」「学生相談わーくしょっぷ」「女子会」に参加する学生の層を広げ、より充実したものとする。フレッシュマンゼミでの紹介、教職員による学生へのアナウンスや働きかけを依頼することで、学生相談室のサポート活動について多くの学生に知らせる。②学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、サロンの利用者数。「学生相談室報告書」における学生相談室の活動報告、研修会の記録等の記録。</p>	<p>①2021年度の学生相談室利用者に関して、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数の確定値が出るのは、2022年4月以降となる。そのため、2021年1月現在のデータを根拠資料として、成果を記す。コロナ禍が続くなかで、2022年1月現在、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数のすべての項目において、2020年度の水準から大きく回復している。とりわけ、来談者延べ数は、コロナ禍以前の2019年度の水準まで回復している。また、オンラインならびに対面にて、「出会いの会」「学生相談わーくしょっぷ」「女子会」「クリスマス会」などを開催し、学生たちの参加を得ている。②学生相談室の紹介動画を作成するなど、多くの学生に向けた広報活動に努めている。ただ、学生相談室の存在と利用方法について十分に認知していない学生も存在していると思われるので、さまざまな機会をとらえてさらに広く周知していくことが求められている。</p>	<p>A</p>	<p>学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、サロンの利用者数。「学生相談室報告書」における学生相談室の活動報告、研修会の記録等の記録。</p>	<p>★ コロナ禍においても状況に即した学生支援が行われていると評価できますが、2021年度からの第2次中期計画に基づいた自己点検・評価を行ってください。</p>